

和光市立小・中学校の適正配置・適正規模等検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 新倉、下新倉地域への小・中学校建設に関する陳情書を採択したことに伴い、充実した教育環境の整備の実現に資するため、和光市立小・中学校の適正配置および適正規模等の検討をするため検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討委員会は、和光市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次の事項について検討し、報告する。

- ・ 市立小・中学校の適正配置および適正規模の基本的な考え方と具体的方策に関すること。
- ・ 市立小・中学校の通学区域の基本的な考え方と具体的方策に関すること。

（組織）

第3条 検討委員会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- ・ 保護者代表
- ・ 学校関係者
- ・ 地域団体関係者
- ・ 学識経験者
- ・ 市民公募者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事項に関する報告を行った日までとする。

2 委員の欠員が生じたときは、新たに委員を委嘱する。

（委員長及び副委員長）

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を統括し検討委員会を代表する。

4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名をする。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会は、委員長が召集し、議長となる。

- 2 検討委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことはできない。
- 3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところとする。
- 4 検討委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、または、意見を記載した文章の提出を求めることができる。

(事務局)

第7条 検討委員会の事務局は、教育委員会事務局学校教育課内に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月10日から施行する。